

制度施行 10 年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会 規約

(名称)

第 1 条 本会は「制度施行 10 年経過を見据えた住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 検討会は、瑕疵担保責任の履行確保措置の 10 年の期間経過を見据え、保証金及び保険料の水準の検証方策を検討するとともに、市場環境変化を踏まえた既存住宅流通・リフォーム等に係る瑕疵保険等のあり方、消費者保護の充実策を検討することを目的とする。

(委員の任命)

第 3 条 検討会の委員は、住宅瑕疵担保履行制度に関する分野に精通する有識者のうちから、住宅局長が任命する。

(座長の任命等)

第 4 条 検討会には座長を置く。

2 座長は、国土交通省住宅局が選任する。

3 座長は、検討会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

5 検討会にはオブザーバーを置くことができる。

6 オブザーバーは検討会に出席し、求めに応じて発言することができる。

7 検討会にはワーキンググループを置くことができる。

(検討会の議事)

第 5 条 検討会の議事は公開とする。ただし、具体的かつ専門的な調査審議を行うにあたり、検討会における自由闊達な議論が妨げられるおそれがあると座長が認める場合は、非公開とすることができる。

2 検討会の資料及び議事概要については、座長に確認の上、原則として国土交通省ホームページにおいて公開する。ただし、座長が認める場合は、その一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第 6 条 検討会の事務局は国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室に置く。